

## 2月以降に転入された方へ

# 平成29年度 下諏訪町のがん検診等について

下諏訪町在住の20歳以上の女性、40歳以上の男性の方は、町で実施するがん検診等の対象となります。

3月6日（月）で申込期間を終了していますが、検診実施時期に間に合うものについては受けていただくことができます。検診の概要は下記のとおりです。

受診を希望する場合は保健センターへご連絡ください。

検診項目	対象者	検診時期	一部負担額
後期高齢者健診	76歳以上の方	6-7月	無料
胃がん検診	40歳以上の方	9-10月	900円
大腸がん検診			300円
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	7-8月	保健センター 1,000円
		7-12月	※医療機関 1,200円
乳がん検診	40歳～74歳で偶数年度生まれの女性	5-8月	保健センター 1,200円
		7-12月	※医療機関 1,500円
前立腺がん検診	55歳以上の男性	6-8月	900円
肺がん検診	40歳以上の方	7-8月	200円
結核健診	65歳以上の方	7-8月	無料
骨密度検査	40、45、50、55、60、65、70歳の女性	8月	200円

※子宮頸がん検診、乳がん検診の医療機関一部負担額は、医療機関によって金額が異なりますので、個別にお知らせします。

■問い合わせ 下諏訪町保健センター 電話27-8384（直通）

## 「民生委員制度100周年について」



大正6年に岡山県で誕生した「さいせいこもん濟世顧問制度」が民生委員制度の始まりとされています。翌大正7年には大阪府で「方面委員制度」が発足し、昭和3年には方面委員制度が全国に普及しました。戦後（昭和21年）、民生委員令の公布により名称が現在の「民生委員」に改められました。

平成29年に制度創設100周年を迎えます。

### 民生委員・児童委員は・・・

○住民の立場にたってまちの福祉を担うボランティアです

民生委員・児童委員は、法律により厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。全国共通の制度として、全国どこのまちでも活動しています。（全国に約23万人）

○こんな活動をしています

民生委員・児童委員は、担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民から生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じています。そして、その課題が解決できるよう、必要な支援への「つなぎ役」になります。

また、地域の見守り役として、定期的な訪問などを通じて、高齢者や障がい者世帯、子どもたちの見守りをおこなっています。子どもや子育てに関する支援を担当する民生委員（主任児童委員）も活動しています。

※民生委員・児童委員には法による守秘義務があります。相談内容が他の人に伝わることはありません。何かお困りごと等がありましたら、安心してご相談ください。



■問い合わせ 下諏訪町 健康福祉課 福祉係 電話27-1111（内線122）

# 第十回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の受付を行っています

平成27年4月1日より、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第十回特別弔慰金）の請求受付を開始しています。請求手続きを行っていない方は、町健康福祉課福祉係にて、請求手続きを行ってください。なお、すでに請求手続きを行っていただいた方は、審査が終了したのから随時ご連絡いたしますので、ご承知ください。（審査・国債交付手続きには、1年半程度期間を要する場合があります。）

## 【概要】

先の大戦で公務などのため国に殉じた、もとの軍人、軍属および準軍属の方々に思いをいたし、終戦20周年、30周年、40周年、50周年、60周年、70周年という節目の機会をとらえ、国として改めて弔慰の意を表すため、一定の日（基準日）において、恩給法による公務扶助料、戦傷病者戦没者遺族援護法による遺族年金、遺族給与金などの受給権がある遺族がいない場合に、残された遺族に対して、『戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法』に基づき、記名国債として支給されるものです。

## 【支給対象者】

戦没者の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没遺族等援護法による遺族年金等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族おひとりに支給されます。

1. 弔慰金の受給権者
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の（1）父母、（2）孫、（3）祖父母、（4）兄弟姉妹  
（戦没者等と生計関係を有していた方のうち、平成27年4月1日において婚姻したとしても氏が変わっていない方、または同日において遺族以外の方と養子縁組していない方に限ります）
4. 上記3以外の（1）父母、（2）孫、（3）祖父母、（4）兄弟姉妹  
（戦没者等と生計関係を有していない方や、戦没者等と生計関係が有していたが上記3に該当しない方）
5. 上記1～4以外の戦没者等の三親等内の親族  
（戦没者等の死亡当時まで引き続く1年以上の生計関係を有していた方に限ります）

## 【支給内容】

額面25万円、5年償還の記名国債（償還期間 平成28年4月15日～）

## 【受付期間】

平成27年4月1日～平成30年4月2日

※受付期間を過ぎると、時効により特別弔慰金を受給できなくなりますので、ご注意ください。

## 【請求に必要な書類】

1. 特別弔慰金請求書
2. 印鑑等届出書
3. 現況申立書
4. 請求同意書（請求者と同順位者の遺族がいる場合のみ。同順位者全員の自筆署名が必要です）  
※1～4の用紙は町健康福祉課福祉係に備えてあります。
5. 請求者本人の戸籍抄本（平成27年4月1日以降のもの）
6. 請求者本人の個人番号が確認できる書類（平成28年1月1日より必要となっております。）
7. 本人確認書類等（原則請求者本人のもの。ただし、代理人のものが必要な場合もあります。）

※このほかにも追加で書類が必要になる場合があります。

■問い合わせ 下諏訪町 健康福祉課 福祉係 電話27-1111（内線122）